文化審議会著作権分科会出版関連小委員会(第2回)ヒアリング資料 平成 25 年 5 月 28 日

「出版者への権利付与等」についての方策に対する意見

主婦連合会河村真紀子

1. 消費者(読者/利用者)と「出版社への権利付与等」の関係

消費者の権利のひとつである「選択の機会が確保される権利」の実現につながる施策でなくてはならない。つまり、電子出版の分野で豊かで魅力的な商品、サービスが提供されることにつながらなくてはならない。

選択の機会の確保=公正な競争、その活性化 ⇒ それが可能となる市場のためのルール整備

このような目的に適った施策であることが求められる。

具体的には

- ■著作権侵害については、著作権者が求める範囲で、その対策が効率的に行えること。
- ■権利付与が、事業者の旧来のビジネスモデルを守るために使われることがあってはならない。 消費者の選択の機会が確保されるためにも、権利付与によって、競争の活性化=消費者にとって の良いサービス、商品の提供機会の拡大、発展につながる方向性が担保されること
- ■また、それ以前の問題として、個人の適法な行為の自由が疎外されないということについては、 消費者の権利というより、国民の権利として守られなくてはならない。

2. 『方策』に対する意見

電子書籍に対応した出版権の整備(B)を支持する。

その理由:消費者は、より良いサービス、良い商品の選択機会が豊かになることを求めている。 そのためには、出版者に対して権利だけでなく出版の義務を課している現行出版権を拡大し、電子出版をその範囲におさめる方向性に賛成する。

その際、消費者の適法な複製とその私的な利用が守られることは、国民の権利を守る立場から絶対条件である。

使いやすく、魅力的なサービスの確保は、ビジネスの発展においても重要なキーである。中山研究会の資料①にあるように、「印刷のみ」「電子出版のみ」という出版権の設定を可能にすることによって、競争による豊かな選択の機会が消費者に確保されると考える。いかに魅力的で、使いやすく(自由度が高い)、リーズナブルな価格のサービスを提供していくかということ、すなわち消費者目線の戦略と、それをめぐる公正な競争の確保こそが、持続可能な経済の発展を実現し、事業者、消費者ともに豊かにしていく方策である。